

遺産分割協議後

⑦遺産分割協議書が作成済の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	遺産分割協議書	遺産分割協議書の原本が必要です。 *未成年者の相続人が遺産分割協議する場合は、特別代理人の選任が必要で特別代理人の署名・実印での捺印をお願い致します。	特別代理人の選任は、家庭裁判所に請求します。	
2	相続手続依頼書	原則として「相続人全員」の署名・実印での捺印をお願い致します。 ただし、遺産分割協議書により、当金庫預金の相続人が特定されていれば特定相続人の署名・実印の捺印のみで可です。 相続預金を遺産分割協議書どおりに記載してください。	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
3	A: 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) 改製原戸籍謄本など 相続人の戸籍謄本 (全部事項証明書)	生まれた時からお亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本を全てご用意願います。 「改製」「婚姻」「転籍」「分籍」「家督相続」などがある場合は、戸籍簿が新しくなっていますのでそれ以前の戸籍謄本をお願い致します。 既にお亡くなりになっている相続人については別途戸籍謄本をお願いすることがあります。 戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送請求書をご利用ください。 亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。	本籍所在の市町村役場でお取り寄せください。	
	B: 登記所(法務局)発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所(法務局)で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所(法務局)でお取り寄せください。	
4	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、 融資取引のある場合は、発行日から3ヶ月以内)	相続人全員について各1通ずつ必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。 *特別代理人がいる場合は特別代理人についても必要となります。	現住所の市町村役場でお取り寄せください。	
5	住民票の写し	相続人の住所と印鑑登録証明書の住所が相違している場合などに必要となります。	現住所の市町村役場でお取り寄せください。	
6	<預金の場合> 預金通帳・証書・ キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。 別途解約届が必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・ 出資金・公共債・投資信託・外貨預金	当庫窓口でご確認ください。 当庫窓口でお受け取りください。	
7	相続人の実印 取引印	預金等の払出時は、実印が必要です。 ※名義変更により、お取引を引き継がれる場合は取引印の登録が必要となります。		